1. 「大川の駅」(仮称)整備・運営事業 募集要項(令和6年2月29日公表)からの変更点

No.	該当箇所	IB	新
1	P3 (7)事業期間 表 事業期間 項目:特定事業契約(本 契約)の締結:	令和7年3月	令和7年4月
2	P12 (ケ) 統括管理企業	統括管理企業が複数いる場合は、少なくとも1者はa、bの要件を満たすこと。ただし、複数いる者全体でa、bそれぞれを満たすことも可とする。	統括管理企業が複数いる場合は、a、bの要件を複数いる 者全体で全て満たすこと(参考(キ)維持管理企業の例)。
3	P14 (1)事業者の募集及び 選定のスケジュール (予 定) 本契約の締結	令和7年3月頃	令和7年4月頃
4	P16 ウ 申込の方法及び対話 議題の受付	「様式集」に示す「個別対話参加申込書」、「対話議題申請書」及び「提案内容事前確認書」に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。	「様式集」に示す「 <mark>対話参加申込書</mark> 」、「対話議題申請書」 及び「 <mark>対話時検討内容事前確認書</mark> 」に必要事項を記載の上、 当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。
5	P29 エ サービス対価Dの構 成		(追加) ・人件費

No.	該当箇所			旧					新			
6	P36 別紙4 施設区分 導入機能:道路休憩	自由提案	敕借	役割 事業者/〇 什器・ 備品調達 〇 〇 〇	: 国) 運営	施設又は 整備内容 来訪者用駐車 財輪場 電速充電器 トイレ ベビーコーナ		() : 整備 () () () () () () () () () () () () () (役割 事業者/〇 什器・ 備品調達 〇 〇 〇		: 国) 運営 © © © © © ©	
7	同上 導入機能:道路情報発信	自由提案	敕借	役割 事業者/○ 什器・ 備品調達 ◎	: 国) 運営	施設又は 整備内容 道路情報発信	自由提案	(⊚ : 整備 ⊙	役割 事業者/〇 什器・ 備品調達):市/● 維持	:国) 運営	

2. 「大川の駅」(仮称)整備・運営事業 要求水準書(令和6年2月29日公表)からの変更点

No.	該当箇所	Iβ					新							
1	P2 1行目	3. 事業コン1	セプー	.					3. 事業コン	シセフ	゜ト・ポィ	イント		
2	同上 2~4行目	_							(追加) コンセプト 「垣根を越え ポイント	.て、月	成長する	まちへ」		
	P 4 4. 施設区分 導入機能:道路休憩		自由 _		役割 事業者/C 什器・					自由		役割 事業者/(什器・		
	77、100000000000000000000000000000000000	来訪者用駐車場		整備 — ○	備品調達	管理	運営		来訪者用駐車場		整備 	備品調達	管理	運営 ◎
3		駐輪場		0	0	0	_		駐輪場		0	0	0	©
		電気自動車用 急速充電器		0	0	0	_		電気自動車用 急速充電器		0	0	0	0
		トイレ		0	0	0	_		トイレ		0	0	0	<u></u>
		ベビーコーナ		0	©	©	_		ベビーコーナ		0	©	0	©
4	同上 導入機能:道路情報発信		自由 _	(◎: 整備 ◎	役割 事業者/〇 什器・ 備品調達		: 国) 運営		施設又は 整備内容 道路情報発信	自由是	(◎: 整備 ◎	役割 事業者/C 什器・ 備品調達 ©		: 国) 運営

No.	該当箇所	旧	新
5	P8 用語:大規模修繕	(建築):建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対し て行う修繕をいう。	(建築):建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕のほか、主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。
6	P10 (3) 事業期間 項目:特定事業契約(本 契約)の締結	令和7年3月	令和7年4月
7	P22 2) 安全性 1項目目	・事業用地が洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域及び津 波浸水想定区域であることを踏まえ、自然災害に対する 防災対策や避難の安全性に配慮した施設とすること。	・事業用地が洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域及び津 波浸水想定区域であることを踏まえ、可能な限り浸水被 害を抑制することができる配置及び性能とすること。ま た、併せてソフト面の防災対策の内容を踏まえたものと すること。
8	P25 施設:直売所、物産販売 所	施設規模:直売所、物産販売所合計で1,000 ㎡以上 ※バックヤード含む	施設規模: 直売所、物産販売所合計で 1,000 ㎡以上 1,500 ㎡以下 ※バックヤード含む
9	P30 1) 地域振興機能 施設:トイレ 要求事項 2項目目	・道路休憩機能施設と地域振興機能施設を合築により整備する場合は、利便性を損なわない限りにおいて、両施設のトイレを兼用する提案を妨げるものではない。兼用の場合は、道路休憩機能施設としてのトイレの基数以上を設置すること。	・道路休憩機能施設と地域振興機能施設を合築により整備 する場合であっても、それぞれの要求事項において規定 する基数以上を設置するなど、トイレに係るそれぞれの 要求事項を満たすこと。

No.	該当箇所	旧	新
10	同上 施設:トイレ 要求事項 3項目目 【女性用トイレ】	・基数は下記のとおりとする。 【女性用トイレ】 大便器 15 基以上	・基数等は下記のとおりとする。【女性用トイレ】大便器 21 基以上
11	同上 施設:トイレ 要求事項 3項目目 【子どもコーナー便器】	【子どもコーナー便器】 2 基以上	【子どもコーナー便器】 ブース外から保護者が見守ることができるブースに子どもサイズの便器を設置する。基数については、男性用トイレ及び女性用トイレそれぞれに各1セット以上(子どもサイズの大便器及び小便器を1基ずつ設けたものを1セットとする。なお、当該子どもサイズの大便器と小便器はそれぞれ別に区画すること)
12	同上 施設:トイレ 要求事項 4項目目	・なお、2階建て以上として整備する場合は、トイレは、 各階に設置すること。前述に示すトイレの便器数を満た したうえで、各階に設置する基数の内訳は事業者が提案 することとするが、滞在数が多いと想定される階にはよ り多く設置するなど、利便性に配慮すること。	・なお、2階建て以上として整備する場合は、トイレは、 各階に設置すること。上記の基数等に係る要求水準を満 たしたうえで、各階に設置する基数の内訳は事業者が提 案することとするが、滞在数が多いと想定される階には より多く設置するなど、利便性に配慮すること。
13	同上 施設:トイレ 要求事項 5項目目	・配置場所は事業者が提案することとするが、利用者の利便性を考慮したものとすること。	・配置場所は事業者が提案することとするが、利用者の利便性を考慮したものとすること。道路休憩機能施設と地域振興機能施設を合築により整備する場合、特に留意すること。

No.	該当箇所	旧	新
14	P333) アクティビティ機能施設:大屋根付き広場要求事項 4項目目	・屋根素材は、 <mark>透光性のある素材とし、</mark> メンテナンス性・耐久性等に優れ、関係法令等に適合した素材とすること。	・屋根素材は、メンテナンス性・耐久性等に優れ、関係法 令等に適合した素材とすること。
15	同上 5項目目		(追加) ・大屋根下の明るさを十分に確保すること。
16	P36 4) 道路休憩機能 施設:トイレ 要求事項 6項目目 【女性用トイレ】	・トイレの基数は下記のとおりとする。 【女性用トイレ】 大便器 20 基以上	・トイレの基数等は下記のとおりとする。 【女性用トイレ】 大便器 14 基以上
17	P36 4) 道路休憩機能 施設:トイレ 要求事項 6項目目 【子どもコーナー便器】	【子どもコーナー便器】 1 基以上	【子どもコーナー便器】 ブース外から保護者が見守ることができるブースに子どもサイズの便器を設置する。基数については、男性用トイレ及び女性用トイレそれぞれに各1セット以上(子どもサイズの大便器及び小便器を1基ずつ設けたものを1セットとする。なお、当該子どもサイズの大便器と小便器はそれぞれ別に区画すること)
18	P36 4) 道路休憩機能 施設:トイレ 要求事項 7項目目	・道路休憩機能施設と地域振興機能施設を合築により提案 する場合は、前述の地域振興機能施設のトイレの要求事 項を参照すること。	・道路休憩機能施設と地域振興機能施設を合築により提案 する場合は、前述の地域振興機能施設のトイレ <mark>に記載する</mark> 要求事項を参照すること。

No.	該当箇所	旧	新
19	P37 4) 道路休憩機能 施設:駐輪場 要求事項 1項目目		(追加) ・自転車と自動二輪車の駐輪を想定する。
20	同上 3項目目	・自転車 18 台程度、自動二輪車 19 台程度を想定するが、 事業者の提案によるものとする。	・台数は、事業者の提案によるものとする。
21	P386) 事務的機能施設:電気室・機械室要求事項 2項目目	・2階以上(平屋で計画する場合は屋上)に配置するなど、浸水被害を避けることができる配置・性能とすること。	・ハザードマップの浸水深を考慮の上、可能な限り浸水被害を抑制することができる配置及び性能とすること。また、併せてソフト面の防災対策の内容を踏まえたものとすること。
22	P40 7) 防災機能 施設:備蓄倉庫 要求事項 3項目目	・2階以上(平屋で計画する場合は屋上)に配置するなど、浸水被害を避けることができる配置及び性能とすること。	・ハザードマップの浸水深を考慮の上、可能な限り浸水被害を抑制することができる配置及び性能とすること。また、併せてソフト面の防災対策の内容を踏まえたものとすること。
23	同上 施設:非常用発電設備 要求事項 3項目目	・2階以上(平屋で計画する場合は屋上)に配置するなど、浸水被害を避けることができる配置及び性能とすること。	・ハザードマップの浸水深を考慮の上、可能な限り浸水被害を抑制することができる配置及び性能とすること。また、併せてソフト面の防災対策の内容を踏まえたものとすること。
24	P46 表 外構の要求水準 施設等	耐震性貯 <mark>留</mark> 槽	耐震性貯水槽

No.	該当箇所	旧	新
25	同上 要求事項 1項目目	・消防法令等に定められた基準を踏まえ、消防水利確保の ための耐震性貯留槽を設置すること。	・消防法令等に定められた基準を踏まえ、消防水利確保の ための耐震性貯 <mark>水</mark> 槽を設置すること。
26	P49 3) 受変電設備、幹線設 備 1項目目	・ハザードマップの浸水深を考慮し、浸水被害を避けるために必要な対策を講じること。	・ハザードマップの浸水深を考慮の上、可能な限り浸水被 害を抑制することができる配置及び性能とすること。
27	P51 3) 給水設備 3項目目		(追加) ・ハザードマップの浸水深を考慮の上、可能な限り浸水被害を抑制することができる配置及び性能とすること。
28	P53 (2) 基本的事項 1項目目	・事業者が調達し、設置する什器・備品は、資料 16「参考 什器・備品リスト」のとおりであるが、あくまでも想定 イメージであるため、事業者が提案する内装計画により 変更を加えることは可能である。本事業の目的・コンセ プトを踏まえた提案を期待する。	・事業者が調達し、設置する什器・備品は、資料 16「参考 付器・備品リスト」のとおりであるが、あくまでも想定 イメージであるため、事業者が提案する内装計画により 変更を加えることは可能である。本事業の目的・コンセ プト・ポイントを踏まえた提案を期待する。
29	P57 ①個別業務全体の統括 1項目目	・事業者は、 <mark>事業コンセプト</mark> の実現に向けて、個別業務全 体を統括し、マネジメントすること。	・事業者は、本事業の目的・コンセプト・ポイントの実現 に向けて、個別業務全体を統括し、マネジメントするこ と。
30	P58 ②定例会議の開催・運営 等 1項目目	・市と事業者は、四半期ごとに1回以上、定例会議を行い、本事業全体及び個別業務の履行状況に係る報告及び意見交換を行うこと。	・市と事業者は、原則として月に1回以上、定例会議を行い、本事業全体及び個別業務の履行状況に係る報告及び 意見交換を行うこと。

No.	該当箇所	旧	新
31	P68 1) 完成確認検査の対象	・開業準備業務が完了していること。	(削除)
32	P70 2) 各種什器・備品の概 要	本事業の目的・コンセプトを踏まえた提案を期待する。	本事業の目的・コンセプト・ポイントを踏まえた提案を期待する。
33	P73 4. 要求水準	以下に具体的な仕様が記載されていない事項については、 市は事業者が積極的に創意工夫を発揮の上、事業コンセプトに合致し、来訪者を満足させる運営につなげるものとすることを期待する。	以下に具体的な仕様が記載されていない事項については、 市は事業者が積極的に創意工夫を発揮の上、本事業の目 的・コンセプト・ポイントに合致し、来訪者を満足させる 運営につなげるものとすることを期待する。
34	P80 5) 業務遂行上の留意点	・事業者は、関係法令等に則り、定められた要求水準を満たすことに加え、事業コンセプトで挙げられた項目を考慮するとともに、「建築保全業務共通仕様書」の最新版の点検項目を事業者の判断により適宜参考にして、建築物・建築設備等の維持管理を行うこと。	・事業者は、関係法令等に則り、定められた要求水準を満たすことに加え、本事業の目的・コンセプト・ポイントで挙げられた項目を考慮するとともに、「建築保全業務共通仕様書」の最新版の点検項目を事業者の判断により適宜参考にして、建築物・建築設備等の維持管理を行うこと。
35	P82 5. 要求水準	以下に具体的な仕様が記載されていない事項については、 事業者が積極的に創意工夫を発揮の上、事業コンセプトに 合致し、来訪者を満足させる維持管理に寄与することを期 待する。	以下に具体的な仕様が記載されていない事項については、 事業者が積極的に創意工夫を発揮の上、本事業の目的・コ ンセプト・ポイントに合致し、来訪者を満足させる維持管 理に寄与することを期待する。
36	P93 1. 運営業務の内容	運営業務は、本施設の機能及び性能を活用し、来訪者が安全かつ楽しく滞在できるとともに、本施設のコンセプトが実現するようサービスを提供する業務である。	運営業務は、本施設の機能及び性能を活用し、来訪者が安全かつ楽しく滞在できるとともに、本事業の目的・コンセプト・ポイントが実現するようサービスを提供する業務である。

No.	該当箇所	旧	新
37	P97 施設(又は整備内容等): 屋内型キッズパーク 備考	※1利用料金の有無は事業者提案 ※2事業者が実施するイベント等に伴う売上	※1利用料金の有無は事業者提案 ※2事業者が実施(「主催」の意。以下同じ。) するイベン ト等に伴う売上
38	P101 表下 注釈	※表記載の利用料金は税込金額であり、消費税率は 10%を 前提としている。	(削除)
39	同上 3) 納付金 1項目目	・事業者は、売上に一定の割合を乗じて算定する額を納付金として市に還元すること。	・事業者は、売上に一定の割合を乗じて算定する額を納付金として市に還元すること。なお、納付金の算定において使用する売上額については税抜額を使用する。
40	同上 2項目目		(追加) ・また、事業者以外の第三者が実施するイベントが実施される場合、当該第三者は、本施設の利用料金とは別に、当該イベントによる売上に一定の割合を乗じて算定する額を、第三者納付金として市に還元するものとする。その際、事業者は、当該第三者納付金を市に代わり徴収し、市に納付すること(第三者納付金の徴収代行)。
41	同上 4項目目		(追加) ・売上高を区分し、区分が上がるごとに納付金割合を段階的に引き上げることとする(後述【表納付金割合段階的引上のイメージ】参照)。具体的な売上高の区分と納付金割合の引き上げ内容については事業者が提案すること。

No.	該当箇所	旧	新
42	P102 1項目目	・納付金について、経営が安定するまでの一定期間は減免 する提案や、売上高に応じて納付金割合を変動させる提 案も妨げない(後述【表 納付金割合の提案例】参照)。	・納付金について、経営が安定するまでの一定期間は減免 する提案を妨げない。
43	同上 2項目目	・納付金割合は、社会情勢等の変化も踏まえ、5年に1回、 市又は事業者の要請により見直しの要否等について協 議を行うことができるものとする。	・納付金割合等について、市及び事業者は、原則として毎年協議を行うこととする。
44	同上 表下 注釈		(追加) ※事業者以外の第三者が実施するイベントに係る第三者 納付金の下限割合については、当該イベントの内容など も踏まえ市において検討し、今後別途お示しすることを 予定するが、基本的には上記より低くすることを想定し ている。
45	P103 表	表 納付金割合の提案例 (※参考) 納付金	表 納付金割合 <mark>段階的引上のイメージ</mark> 売上高 納付金割合 売上 億円未満 X% 売上 億円以上 億円未満 X + a % 売上 億円以上 1
46	P105 6. 道の駅運営業務の 要求水準	以下に具体的な仕様が記載されていない事項については、 事業者が積極的に創意工夫を発揮し、事業コンセプトに合 致し、来訪者を満足させるた運営に寄与することを期待す る。	以下に具体的な仕様が記載されていない事項については、 事業者が積極的に創意工夫を発揮し、本事業の目的・コン セプト・ポイントに合致し、来訪者を満足させる運営に寄 与することを期待する。

No.	該当箇所	旧	新
47	P111 ②サイクルステーション 5項目目	・利用者に対して、サイクリングルートの案内を行うこと。サイクリングルートについては事業者が提案すること。	・利用者に対して、サイクリングルートの案内を行うこと。 サイクリングルートについては事業者が提案すること とするが、有明海及び筑後川・早津江川や干拓農地の魅 力を体感することができるものを含めること。
48	P115 a)維持管理及び運営業 務の総括 1項目目	・事業者は、事業コンセプトの実現に向けて、維持管理及 び運営業務を総括し、マネジメントすること。	・事業者は、本事業の目的・コンセプト・ポイントの実現 に向けて、維持管理及び運営業務を総括し、マネジメン トすること。
49	P116 b) 定例会議の開催・運 営 1項目目	・市と事業者は、四半期ごとに1回以上、定例会議を行い、本事業全体並びに維持管理及び運営業務の履行状況に 係る報告及び意見交換を行うこと。	・市と事業者は、原則として月に1回以上、定例会議を行い、本事業全体並びに維持管理及び運営業務の履行状況に係る報告及び意見交換を行うこと。
50	P121 (5) 安全管理業務の要求 水準 8、9項目目		(追加) ・事業用地が洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域及び津波浸水想定区域であることを踏まえ、可能な限り浸水被害を抑制することができるよう、ソフト面の防災対策を講じること(例:来訪者への避難の呼びかけ・誘導、浸水災害が想定される際の土のう設置等)。 ・浸水災害以外の災害についても、ソフト面の防災対策を講じること(例:地震災害の際に安全な場所へ来訪者を誘導する、安否確認等)。

3. 「大川の駅」(仮称)整備・運営事業 審査基準(令和6年3月15日公表)からの変更点

No.	該当箇所	旧		新	
1	P5 (1)加点審査及び価格 審査の配点	審査項目 加点審査 1.事業計画に関する事項 (12点) (1)本事業の目的及び事業コンセプトへの理解	配点 85 点 1 点	審査項目 加点審査 1.事業計画に関する事項(12点) (1)本事業の目的及び事業コンセプト・ポイン トへの理解	配点 85 点 1 点
2	P8 別紙1 加点審査の審査 項目及び配点	審査項目評価する視点1.事業計画に関する事項・ 提案の全体を通じて、本事業の目的及び事業コンセプトへの理解・ た受け止め、十分に理解された内容であるか。	12	審査項目評価する視点1.事業計画に関する事項・ 提案の全体を通じて、本事業の目的及び事業コンセプト・ポイントを受け止め、十分に理解された内容であるか。	12
3	P13 別紙1 加点審査の審査 項目及び配点	審査項目評価する視点・広域情報発信・交流スペース(多目的スペース)及び大屋根付き広場などを活用して実施する自主イベント事業(5)自主イベント事業について、本事業の目的及び事業コンセプトを十分に踏まえ、また、来訪者の満足度向上に寄与することが期待できる提案であるか。	配点	審査項目評価する視点・広域情報発信・交流スペース(多目的スペース)及び大屋根付き広場などを活用して実施する自主イベント事業について、本事業の目的及び事業コンセプト・ポイントを十分に踏まえ、また、来訪者の満足度向上に寄与することが期待できる提案であるか。	配点

No.	該当箇所	IΠ		新
	P14 別紙1 加点審査の審査	審査項目 評価する視点	配点	審査項目 評価する視点 配点
	項目及び配点	6. 自由提案に関する事項	3	6. 自由提案に関する事項 3
4		 ・本事業の目的及び事業コンセプトを十分に踏まえた提案であるか。 ・来訪者の満足度向上に寄与することが期待できる提案であるか。 	3	 ・本事業の目的及び事業 コンセプト・ポイント (1)屋外活用エリ を十分に踏まえた提案 アにおける自 であるか。 3 由提案 ・来訪者の満足度向上に 寄与することが期待で きる提案であるか。

4. 「大川の駅」(仮称)整備・運営事業 様式集(令和6年3月15日公表)からの変更点

No.	該当箇所	旧	新	
	P7	<副本の場合>	<副本の場合>	
1	(ア)上記①~⑦及び⑨ について	副本 ○/10	副本 〇/20	
	ラベル様式	(応募者番号)	(応募者番号)	

5. 「大川の駅」(仮称)整備・運営事業 様式集(Excel)(令和6年3月22日公表)からの変更点

No.	該当箇所	旧			新				
1	様式 6-10 事業収支計画 (独立採算事業)	営業収入 - 売上収入 1.飲 2.物 3.自 は様式 4.自 式11-	項目 だけて、行を追加すること で食 可産販売所 (主イベント事業(※内訳 は10-18に記載すること) (由提案施設(※内訳は様 2に記載すること) (動販売機		(追加)	営業	収入 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	項目 じて、行を追加すること 念 売所(販売手数料収入を を販売所 ラフトショップ(販売手 と) 主イベント事業(※内訳 は10-18に記載すること) 由提案施設(※内訳は様 2に記載すること) 動販売機	
2	様式 7-16 施設整備費内 訳書	費目 施設整備費 II. 工事監理業務	算定根拠 (備考) ※展望デッキの設計に係る費用 を明確に記載すること。		施設整備		监理業務_	算定根拠 (備考)	

No.	該当箇所	IE		新	
3	様式 10-16 納付金提案書	売上高に応じて割合を変動させるなどの提案がある場合は、その詳細がわかるように記載して下さい。本様式の添付資料として、別紙においてその詳細について記載することも差し支えありません。	(削除)		
	同上		(追加) 納付金書 施設…※1	剛合段階的引上の	提案
			売上高…※2	納付金割合(%) …※3	備考又は根拠等 …※ 4
			売上億円未満	売上の	
			売上億円以上 億円未満	売上の	
4			売上億円以上 億円未満	売上の	
			※1 施設等ごとに作品 み(例:屋内型キ のについては不見※2 売上高の区分を持 行を追加してくり※3 事業者が提案する 合を提案してくり※4 必要に応じて、お	・ッズパークやドッ 要です。 是案してください。 ごさい る売上高の区分に ごさい。	ッグランなど) のも , 不足する場合は、 対する、納付金割

※上記のほか、要求水準書(修正版)を踏まえ、「様式13基礎審査項目チェックシート」を修正

6. 「大川の駅」(仮称)整備・運営事業 基本協定書(案)【SPCなし版】(令和6年3月22日公表)からの変更点

No.	該当箇所	IE	新
1	P 1	「大川の駅」(仮称)整備・運営事業(以下「本事業」という。)に関して、大川市(以下「市」という。)と、●●(以下「代表企業」という。)を代表企業とする●●グループの各構成員及び協力企業(いずれも第2条で定義し、以下総称して「優先交渉権者」という。)は、以下のとおり合意し、本基本協定書(以下「本協定」という。)を締結する。	「大川の駅」(仮称)整備・運営事業(以下「本事業」という。)に関して、大川市(以下「市」という。)と、●●(以下「代表企業」という。)を代表企業とする●●グループの各構成員(いずれも第2条で定義し、以下総称して「優先交渉権者」という。)は、以下のとおり合意し、本基本協定書(以下「本協定」という。)を締結する。
2	P4 第7条 2 (4)	構成員又は協力企業のいずれかが次のいずれかに該当することが判明したとき	構成員のいずれかが次のいずれかに該当することが判明 したとき
3	同上 第7条 2 (4) ⑦	⑦各構成員又は協力企業が①から⑤までのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(⑥に該当する場合を除く。)に、市が各構成員又は協力企業に対して当該契約の解除を求め、当該構成員又は協力企業がこれに従わなかったとき。	⑦各構成員が①から⑤までのいずれかに該当するものを 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相 手方としていた場合(⑥に該当する場合を除く。)に、市 が各構成員に対して当該契約の解除を求め、当該構成員 がこれに従わなかったとき。
4	P8 協力企業記入欄	(協力企業)	(削除)

7. 「大川の駅」(仮称)整備・運営事業 基本仮契約書(案)【SPCあり版】(令和6年3月22日公表)からの変更点

No.	該当箇所	IE	新
1	P5 (受注者の運営) 第5条 6		SPC及び維持管理・運営企業は、各事業年度の決算期に 係る計算書類等を、各事業年度の計算書類の確定後速やか にかつ各事業年度の末日より3か月以内に、発注者に提出 するものとする。

8. 「大川の駅」(仮称)整備・運営事業 設計・建設工事請負仮契約書(案)【運営SPCあり】(令和6年3月22日公表)からの変更点

No.	該当箇所	旧	新
1	P9 第19条 2	受注者は請負代金内訳明細書(以下「内訳書」という。)を作成して発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。	受注者は、この契約締結後 10 日以内に、請負代金内訳明細書(以下「内訳書」という。)を作成して発注者に提出し、 その承諾を受けなければならない。
2	P19 第44条	受注者は、請負代金額が500万円以上の場合に限り、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の3(当該公共工事のうち地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第1項に規定する前金払については、請負代金額の10分の4とする。)以内の前払金の支払を発注者に請求するものとする。	受注者は、請負代金額が500万円以上の場合に限り、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の3(当該公共工事のうち地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第1項に規定する前金払については、請負代金額の10分の4とする。)以内の前払金の支払を発注者に請求できるものとする。

9. 「大川の駅」(仮称)整備・運営事業 設計・建設工事請負仮契約書(案)【運営SPCなし】(令和6年3月22日公表)からの変更点

No.	該当箇所	旧	新
1	P9 第19条 2	受注者は請負代金内訳明細書(以下「内訳書」という。)を作成して発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。	受注者は、この契約締結後10日以内に、請負代金内訳明細書(以下「内訳書」という。)を作成して発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。
2	P19 第44条	受注者は、請負代金額が500万円以上の場合に限り、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の3(当該公共工事のうち地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第1項に規定する前金払については、請負代金額の10分の4とする。)以内の前払金の支払を発注者に請求するものとする。	受注者は、請負代金額が500万円以上の場合に限り、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の3(当該公共工事のうち地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第1項に規定する前金払については、請負代金額の10分の4とする。)以内の前払金の支払を発注者に請求できるものとする